

新しい事業体系等について

目 次

1. 新しい事業の概要

- ◇ 新しい事業の具体化に向けたプロセス P 4
- ◇ 施設・事業体系の見直し P 5
- ◇ 新しい事業の利用者像 P 6
- ◇ 新しい事業の人員配置 P10
- ◇ 各事業の概要 P11
- ◇ 新たな居住支援を確立するための課題 P21
- ◇ 入所施設及びグループホーム・ケアホーム事業者による外部の日中活動の利用支援 P24
- ◇ 日中活動の最低定員 P25

2. 新しい事業体系への移行イメージ P26

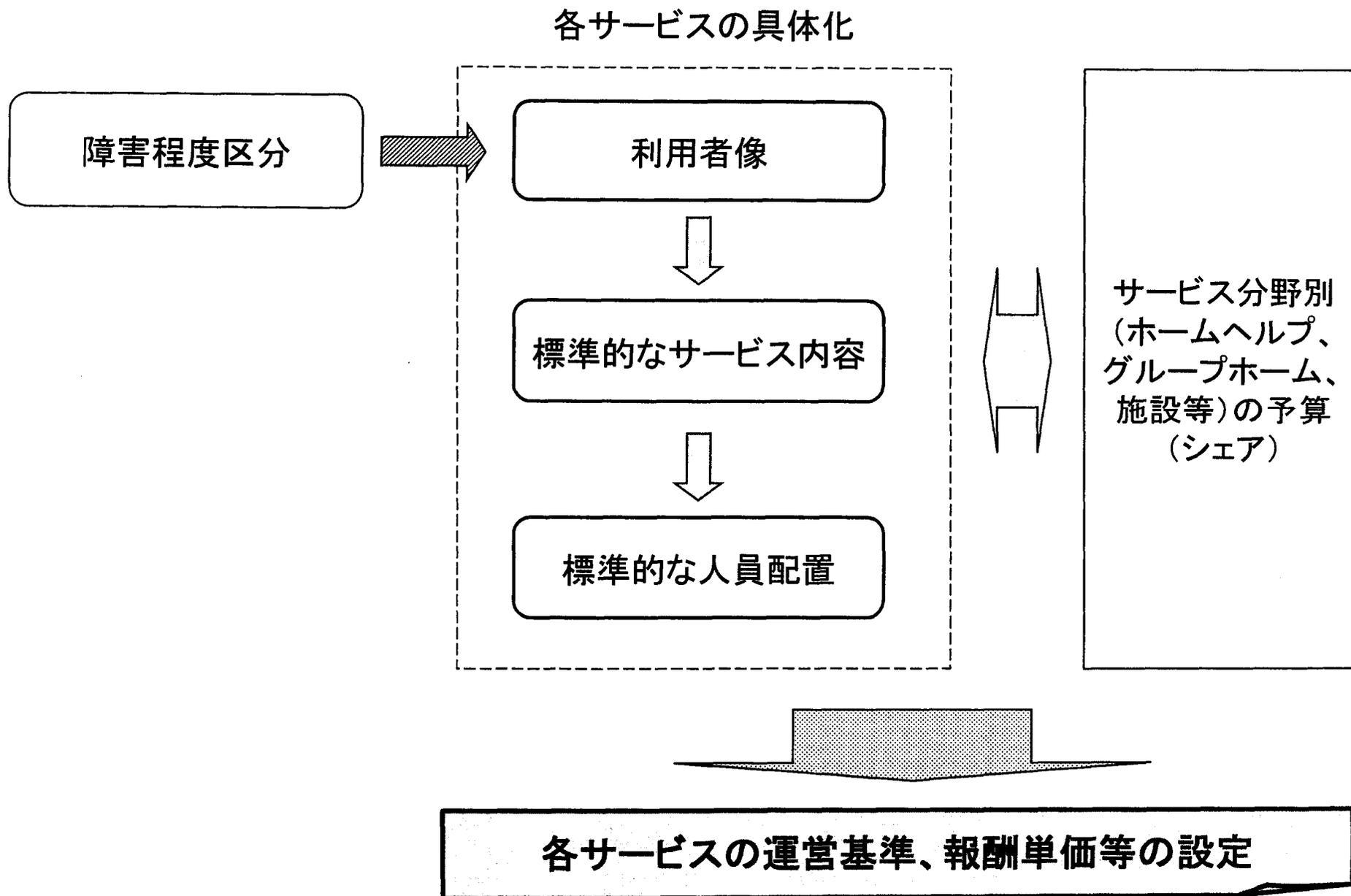
3. 新しい報酬体系の考え方 P33

4. 現行支援費額算定基準等の見直し P37

5. 今後の進め方 P42

1. 新しい事業の概要

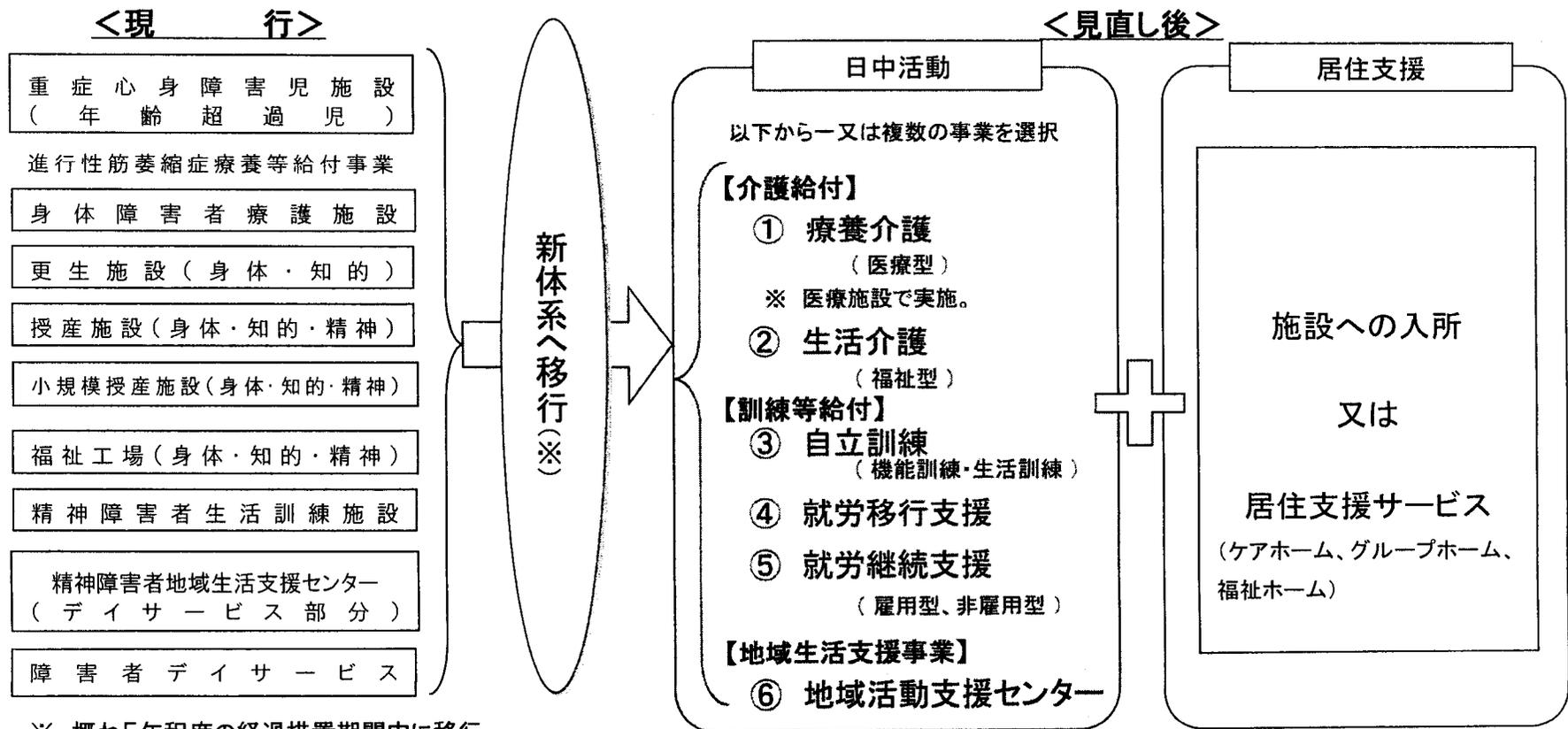
新しい事業の具体化に向けたプロセス



施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



※ 概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

新しい事業の利用者像

【介護給付】

	利用者像	現行制度における主な対象者
生活介護	<p>○ 常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 障害程度区分が、区分3(要介護2程度)(施設入所は区分4(要介護3程度))以上</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が、区分2(要介護1程度)(施設入所は区分3(要介護2程度))以上</p>	<p>《通所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所更生施設全体の約6割 <p>《入所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者療護施設全体の約9割 ・知的障害者入所更生施設全体の約6割 <p>等</p>
療養介護	<p>○ 医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が、区分6(要介護5程度)</p> <p>② 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者であって、障害程度区分が、区分5(要介護4程度)以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児施設 ・国立病院委託病床

※ 現行の支援費施設利用者については、経過措置として、平成23年度末までの間、継続して利用が可能。

【訓練等給付】

		利用者像	現行制度における主な対象者
自立訓練	機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等 	・身体障害者更生施設 等
	生活訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等 	・知的障害者入所・通所更生施設 ・精神障害者生活訓練施設 等
就労移行支援		<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者であって、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる者(65歳未満の者に限る) <ul style="list-style-type: none"> ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者 	・入所・通所授産施設 等
就労継続支援	雇用型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者であって、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時65歳未満の者に限る) <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 	・福祉工場 等
	非雇用型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者であって、就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される者 <ul style="list-style-type: none"> ① 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者 ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者 	・入所・通所授産施設 等

※ 現行の支援費施設利用者については、経過措置として、平成23年度末までの間、継続して利用が可能。

【グループホーム・ケアホーム】

	利用者像	現行制度における主な対象者
グループホーム	○ 就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者	・知的障害者・精神障害者グループホーム
ケアホーム	○ 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している次に掲げる知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者 ・ 障害程度区分が、区分2(要介護1程度)以上である者	

※ 身体障害者については、重症心身障害者など、単身で地域生活を営むことが困難な極めて重度の者によるケアホームの利用を試行的に認め、効果を検証しながら検討。

経過措置の取扱い

1. 事業者に関する経過措置

平成18年10月1日時点で、現に運営している支援費対象施設及び一部の精神障害者社会復帰施設について、平成23年度末までの間は、経過措置として、従前の形態による運営が可能。

2. 利用者に関する経過措置

平成18年9月末時点で、支援費対象施設に入所・通所している者については、事業者が新しい事業へ転換しても、経過措置として、引き続き平成23年度末までの間は継続的に入所・通所が可能。

【対象施設】

(入所)

- 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、
- 知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮

(通所)

- 身体障害者通所授産施設
- 知的障害者通所授産施設、知的障害者通所更生施設
- 各入所施設の通所部

【対象者】

- 次のいずれにも該当する者
 - (1) 平成18年9月末時点で、支援費の支給決定を受けて、施設に入所・通所している
 - (2) 平成18年10月1日以降も、同一施設に継続的に入所・通所している

【支給決定の取扱い】

- 事業者が新体系へ移行した場合、経過措置対象者であっても、改めて新制度における支給決定を行うことが必要。その上で、障害程度区分等の要件に該当しない場合であっても、平成23年度末までは引き続き利用が可能。

新しい事業の人員配置

施設管理責任者

サービス管理責任者

- ・ 事業者ごとに、1名以上を配置。
- ・ 障害福祉施設等において個別支援計画の作成に関する経験があるなど、一定の実務経験を有し、かつ、一定の研修を修了した者であることが要件。

※ 研修の修了については、経過的な取扱いを検討。

サービス提供職員

- ・ 事業ごとに、標準的なサービスを提供するために必要な人員基準を設定。
- ・ 生活介護及び療養介護については、事業者ごとに、利用者の平均的な障害程度に応じた最低基準を設定するとともに、事業者の判断により、これより高い水準の人員配置をとることを可能とし、報酬上も一定の評価。